

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年10月3日(月)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	11番	小澤 高佳
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)9月許可決定の4条1件、5条2件については、長野県農業会議から9月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(3)農地法第18条第6項の規定による届出

(4)農地嵩上げ申請

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<武井会長>

皆さん、こんにちは。大変秋の穫り入れ等でお忙しいなか開催しまして、全員の方がご出席いただきまして農業委員会の総会ができますことを喜んでおります。いろいろと農業委員会で実施しておるわけですが、先般、今日の(次第の)その他の所でもありますように、上からその他の3番目の所に農業振興地域促進協議会についてということで、今日事務局の方から報告を受ける訳ですが、ちょっとその辺、今までの考え方と変わってきております。その点を今日事務局からお話をさせていただくということ。それから明日はヒマワリということで大変昨年のような大きなヒマワリではなく、私もタベ昨年のヒマワリの時の収穫の時の写真を見たりしたんですが、ちょっと皆さんにはご不満の点があったんだろうと思いますけれども、明日は何にしても収穫をせざるをえませんので、いろいろとご意見ございましょうが、協力して一日で収穫ができますようお願いをしたいと思います。また、この10月には耕作放棄地の調査というようなことで、大変地域の理解される方を選ばれて調査をしていただくわけですが、ひとつ細部におたつて調査をしていただいて、その結果がいい結果になりますようご協力をお願いしたいと思います。大変この耕作放棄地の調査をするにあたりましては、事務局の方としても大変ご努力をしていただきまして、地図をつくったりいろいろの面で書類をつくったりしていただいておりますので、ひとつ農業委員の皆さんもその辺を汲んでいただいて調査をお願いしたいとこんな風に思います。開催にあたりましてお願いをしておきますのでひとつお願いいたします。

それではただ今から会議に入りたいと思います。議事録の署名人を指名したいと思います。11番と12番、お願いをしたいと思います。小澤さん、上島さんお願いいたします。

それでは式次第に基づきまして第4の議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法の規定に基づく許可について、事務局の方から説明お願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

塩尻市大字塩尻町...にお住まいのAさん所有の、大字小野の字蜂の沢...、地目は田、面積350㎡、同じく...、地目は田、54㎡、

同じく...、地目は田、99㎡、
同じく...、地目は田、608㎡、
同じく...、地目は田、427㎡、
同じく...、地目は田、334㎡
同じく...、地目は畑、176㎡
同じく...、地目は畑、52㎡
同じく...、地目は畑、257㎡
同じく...、地目は畑、407㎡
同じく...、地目は畑、48㎡
同じく...、地目は畑、520㎡
同じく...、地目は畑、77㎡
字かいと...、地目は畑、165㎡
字前門畑...、地目は田、757㎡、

以上、計15筆を、大字小野...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲渡人は町外に在住のため、当該農地は譲受人が長年耕作してきており、ここで譲渡の話が成立しました。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は77aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、勝野委員と小野委員から意見書をいただいています。

< 武井会長 >

それでは勝野委員の方からご説明をお願いいたします。筆数がちょっと多いもんですからひとつよろしくをお願いいたします。

< 14番勝野委員 >

はい、14番勝野でございます。この案件についてご報告申し上げます。8月19日に小野委員と共に現地確認いたしました。地図の方見ていただくと分かりますけれど、中央東線と国道の左側にありますこの4筆につきましては、今農業委員でヒマワリをつくってる場所でございます、この土地につきましてはAさん所有と申すことでございますが、今回Bさんに譲渡したいということでございます。このお二人の関係につきましては、譲受人の立場から言いますと譲渡人の方は叔母さんにあたりますので、Aさんから見ればBさんは甥にあたるという肉親関係でございます。それでAさんは塩尻市に住居を構えておりまして、ここの土地の管理はBさんが行ってきておりますし、この右側にあります土地の手前に住宅がありましてその隣接地全部ですね、この関係はそれぞれ全てBさんが耕作しているという状態でございます。Aさんは高齢であり譲渡人はいないということであって、今回Bさんに無償譲渡したいということで話が成立し

たということでございますし、Bさんは終戦直後地元に戻ってくる予定が当初なく自分で引き継ぐ状況ではなかったということで叔母さんになったというようなことございまして今回一括してBさんの方に譲るとこのようでございますし、もう一点、(地図の)次のページにあります、ヒマワリの所から塩尻方面に向かっています信号機があるんですけど、その左側の土地これ田んぼでございますが自宅から500～600メートル離れている所ですが、この土地も一緒に譲渡ということでございます。いずれも地籍調査もすんでおりまして境界等は全て明確になっておりまして、隣接の皆さんとも特別の状況は生じておりませんので、これについてはよろしいかと思いましたが、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

ただ今勝野委員より説明をしていただいたわけですが、まず、このヒマワリをつくっている所は勝野委員さん、Bさんがつくっておらずに後の所は全部耕作していたんだね今まで。

<14番勝野委員>

はい、そうです。

<武井会長>

それで筆数はこれだけの筆数で、Aさんはつukれないということで、甥のBさんに譲渡したいということでこういう風な結果になったということです。何かご質問等ございませうでしょうかね。

<三澤職務代理>

勝野さん、この土地はヒマワリの三枚目の土地だよな。

<14番勝野委員>

そうです。

<武井会長>

その他に何か。(意見等なし)よろしいですかね。それではこれにつきましては許可することにいたします。ありがとうございました。それでは次、5条の方へ進みたいと思います。事務局お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、中央...番地、地目は登記現況とも田、面積619㎡を、箕輪町大字中箕輪番地のBが取得し建売住宅を新築するための申請でございます。譲渡人は高齢となりまた体調もすぐれないため農業経営を縮小したい。譲受人は宅建業免許を有する建設業者で、申請地周辺が宅地化しており今後地域発展等期待できることから当該農地を取得し建売住宅2棟を建設する計画です。申請地は第二種低層住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては山崎委員、松澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山崎委員の方から説明をお願いいたします。

<4番山崎委員>

4番山崎です。ただ今説明がありましたとおり当地は住宅指定地でありまして先日、9月10日に立会をしたわけですが、国調も入っており境ははっきりしております。またライフラインについては図面にあるとおり問題はないわけですが、雨水については地下浸透という説明を受けております。また隣接についても業者の細かい説明のもと確認をしておりますのでご審議をよろしくをお願いいたします。

<武井会長>

はい、ただ今の説明があったわけですが、これについて何か質問ございますか。(質問なし)よろしいですかね。それではこの件につきまして許可することにいたします。それでは2番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口...番地のAさんが所有いたします、大字樋口...番地、地目は畑、面積310㎡を、大字樋口...番地のBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在祖母と同居しておりますが、結婚することになり祖母の所有する申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は山林、宅地のある広がりがない農地であるため、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第4号の集落接続にあたると思われまますので許可はやむを得ないと思われまます。この件につきましては、山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは山内委員より説明をお願いいたします。

<9番山内委員>

9番山内でございます。9月8日に下田委員にお願いしまして、現地を確認いたしました。境界もはっきりしておりますし、東側には町道、通っております道路幅も4メートルでございます。水道は町道へ入っております。排水施設は公共下水道、雨水の関係は浸透式でいきたいと、そんなことでございます、特別問題なく思いますので、審議のほどお願いします。

<武井会長>

ただ今説明がありましたように国調の実施地域でございます。それから近隣との障害はないとのことでございます。なにかご質問ございますか。(質問異議等なし)それではこの件につきまして許可することにしてよろしいでしょうか。(「よし」の声)はい、それでは許可することにいたします。それでは議案の第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、お願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、1筆、面積は1057㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

ただ今の件についてご質問ございますか。(「なし」の声)なければこの件について了承いたします。続きまして報告事項の方よろしくお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思っております、9月許可決定の4条1件5条2件につきましては、長野県農業会議から9月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出です。内容は議案書のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

それから、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後に、農地の嵩上げの申請であります。内容は議案書のとおりでございます。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

ただ今報告事項の説明があったわけですが、よろしいですね、何かご質問ありますか。よろしいですか、はいありがとうございました。それでは5番のその他についてお願いいたします。

その他

○第57回長野県農業委員大会について

日時11月4日(金) 場所ホクト文化ホール 午後1時開催 受付開始正午～
今年も全員参加で 慰労会かやぶきの館

○耕作放棄地全体調査についての取り組み

9月29日に説明会開催 今月末までに調査し次回農業委員会に提出を。

○農業振興地域整備促進協議会

9月30日に行っている 携帯電話用無線基地局 7件全て承認されている。

農振法に基づく総合見直しを行いたい。その説明会、

飯島町は昨年行っている、それ以前は辰野町がH9年に行っている。件の指導等
あるので今年から見直していきたい。

○研修旅行について

第1回旅行委員会を行った。資料により行程等説明。

○次回委員会開催日時 11月4日(金)午前8時30分～ 役場第6会議室

○ヒマワリ・大豆今後の日程について

各部長から説明

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印